

教義指第 762 号
令和3年9月28日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県では、令和3年9月30日をもって、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、段階的な緩和措置を実施することとなりました。

つきましては、下記のとおり引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、学校運営を継続いただきますようお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

- 1 学校運営の基本方針について
感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う。
- 2 基本的な感染防止対策の徹底
 - (1) 健康観察の徹底
 - ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。登校時に健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。
 - イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。
 - (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施
 - ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもつことについて、保護者に適宜情報提供すること。
 - イ 気候上可能な限り常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）
 - (3) 食事（給食）中の会話禁止の徹底
食事（給食）中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。
 - (4) 直行直帰の徹底
登下校時においても、マスクを着用し、学校からの直行直帰を徹底すること。
 - (5) 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応
市町村立学校の学級閉鎖等の考え方については、保健所による疫学的調査並びに拡大PCR検査等が通常通り行われるまでの間は、令和3年8月30日付け教保体第9

42-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」[資料1](#)を参考にすること。

3 学習活動の取扱いについて

以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱うこと。

4 学校行事について

(1) 運動会、体育祭等について

実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫すること。その際、地域の感染状況等を踏まえ、保護者や地域住民などの参加の可否については慎重に判断すること。

(2) 音楽会、合唱コンクール等について

合唱や吹奏楽等において集団感染の事例が見られることから、実施の可否を慎重に判断すること。

(3) 修学旅行等、泊を伴う校外行事について

目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断すること。

5 部活動の対応について

部活動を実施する場合は以下のとおりとする。

(1) 10月1日（金）から15日（金）まで

- ・ 土日の活動は、登下校による生徒の接触機会の削減の観点から禁止とする。
- ・ 公式の大会やコンクール等に出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。

(2) 10月16日（土）以降

- ・ 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。（土日いずれか1日も可とする。）
- ・ 各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等を適切に計画する。
- ・ 練習試合及び県外での活動は、慎重に判断する。

<参考>

	活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
10月1日から 10月15日まで	週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止
10月16日以降	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動		可	禁止

(3) 留意事項

- ア コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動すること。
- イ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。
- ウ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）の実施は、マスクの着用及び身体的距離を通常以上に確保する等、感染防止対策を徹底し、必要最小限とすること。
- エ 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底すること。
- オ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底すること。
- カ 水分補給での感染防止対策を徹底すること。
- キ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底すること。
- ク 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- ケ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整えること。（参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行わない。）
- コ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクール等については、特に慎重に検討すること。

6 ワクチン接種について

- (1) 教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

※参考資料

- ・ 令和3年9月14日付け教福第339-2号「教職員の新型コロナワクチン接種の促進に向けて（通知）」資料2

- (2) 児童生徒に対するワクチン接種については、接種への正しい理解を促進するとと

もに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をすること。

※参考資料

- ・令和3年6月23日付け教保体第614-1号「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（通知）」資料3
- ・令和3年9月27日付け事務連絡「埼玉県ワクチン接種センターの対象年齢の拡大について」資料4

(3) なお、ワクチン接種はあくまでも任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながることはないよう、指導等に留意すること。

7 添付資料

- ・資料1 令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」
- ・資料2 令和3年9月14日付け教福第339-2号「教職員の新型コロナワクチン接種の促進に向けて（通知）」
- ・資料3 令和3年6月23日付け教保体第614-1号「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（通知）」
- ・資料4 令和3年9月27日付け事務連絡「埼玉県ワクチン接種センターの対象年齢の拡大について」
- ・資料5 令和3年10月1日以降の県立学校の対応
- ・資料6 令和3年9月28日付け教高指第1470号「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-6748

教職員の服務に関すること

担当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当

電話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担当 県立学校部保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること

担当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電話 048-830-6971